

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に採用され、同日付けでB市所在のC会社（以下「出向先」という。）に在籍出向し、営業職（MR：医薬情報担当職）として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、幻覚妄想状態に陥り、D病院に受診したところ、医療保護入院となり、同年〇月〇日、E病院に転医し、その後「統合失調症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、出向先においてパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたことなどが原因であって、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、平成〇年〇月頃発病、疾患名は「F20 統合失調症」との意見を述べており、地方労災医員協議会精神部会（以下「精神部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、身体の症状が平成〇年〇月に出現していることから、請求人は平成〇年〇月に「F20 統合失調症」を発病したと判断する、と述べている。

当審査会としても、本件の資料からみられる請求人の症状及び経過等に鑑み、F医師及び精神部会の意見書は妥当であり、請求人は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

なお、請求人が提出したG医師の診断書については、現在の症状改善について述べているものであり、判断に影響を及ぼさない。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務における心理的負荷の出来事について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」）

という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められないことから、「特別な出来事」は認められない。また、「特別な出来事以外の出来事」についても、該当する出来事は認められない。

(4) 本件疾病発病後の悪化について

請求人は、本件疾病発病後における退職強要等の出来事により症状が悪化した旨主張している。

この点について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「平成〇年〇月〇日より約2か月間について、安静と療養が必要な状態にあり」と所見しており、当審査会としても、同医師の診断を踏まえ、請求人に発病した本件疾病は、平成〇年〇月上旬に悪化したとみるのが相当であると判断する。しかしながら、請求人が主張する発病後の出来事は、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」とは認められず、また、「極度の長時間労働」も認められない。

したがって、当審査会としても、請求人の本件疾病悪化前おおむね6か月間において、「特別な出来事」に該当する出来事はないと判断する。

(5) 以上を総合すると、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。